

件 名

県立特別支援学校医療的ケア体制充実事業について

提出理由

医療的ケア児への適切な支援を行い、全ての児童生徒がその意欲や能力に応じて力を発揮できる教育環境の実現のために実施している事業について、別紙のとおり報告します。

概 要

- 1 特別支援学校における医療的ケアとは
- 2 医療的ケア実施体制整備の必要性
- 3 医療的ケア実施体制とその充実に向けた取組
- 4 現状・課題と今後の対応

- 1 特別支援学校における医療的ケアとは
医療的な支援を必要とする幼児児童生徒に対して、学習環境を確保するために実施する日常的な手当
 - (1) 医療的ケアの内容
人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引、その他の医療行為（経管栄養、酸素療法、導尿など）
 - (2) 医療的ケア児
医療的ケアが日常的に必要な幼児児童生徒
 - (3) 医療的ケアを行う者
 - ・ 看護教員（看護師資格を有する教諭・助教諭）
 - ・ 非常勤看護師
 - ・ 担当教員（認定特定行為業務従事者*の資格を有する医療的ケアを担当する教員）
 - ・ 保護者

* 認定特定行為業務従事者

必要な研修を受講し認定を受け、たんの吸引等の医療的ケアを行うことが可能な者

(4) 埼玉県の医療的ケア児を取り巻く現状

- 特別支援学校に通う医療的ケア児数（令和5年4月時点）

	肢体不自由【9校】									聴覚障害【2校】		知的障害【6校】						
	熊谷	越谷	和光	日高	宮代	川島 ひばりが丘	蓮田	秩父	所沢 おおぞら	大宮 ろっ	坂戸 ろっ	騎西	上尾	上尾 かしの木	戸田 かけはし	東松山	草加 かがやき	計
医療的ケア児数	22	48	35	25	24	33	17	5	9	7	2	3	1	2	1	1	2	237

- スクールバス以外の通学支援が必要な医療的ケア児の割合

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①医療的ケア児数	208人	223人	237人
②スクールバス以外の通学支援が必要な医療的ケア児数	140人	169人	185人
②の割合	67%	76%	78%

2 医療的ケア実施体制整備の必要性

(1) 法律の制定

ア 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

(令和3年9月18日施行)

医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加することなど背景に、**医療的ケア児の健やかな成長**を図るとともに、**その家族の離職の防止**に資すること、安心して子供を生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として成立

イ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について

(令和3年9月17日文部科学省通知)

- ・ 医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充のため、学校における医療的ケアの対応の在り方などを示した**ガイドラインの策定**や、教育関係者に加えて医療関係機関、保護者、医師等から構成される**会議体を設置**することを通して総括的な管理体制を整備する。
- ・ **保護者の付添いの協力**を得ることについては、**真に必要と考える場合に限る**よう努める。

(2) 法律を踏まえた県の取組

法律の趣旨を踏まえ、既存のガイドラインの改定や新たなガイドラインの策定のほか、医療的ケア運営協議会で医療的ケア実施体制等について協議を行っている。

ア ガイドラインの策定・改定

- ・ 埼玉県立特別支援学校医療的ケア実施ガイドライン（平成17年4月策定、令和5年4月改定）※必要に応じて随時見直しを図る。

◆医療的ケアの内容、教育委員会と学校の役割、医療的ケア実施者等を整理

- ・ 人工呼吸器を装着して県立特別支援学校に通学する幼児児童生徒の対応についてのガイドライン（令和5年4月策定）

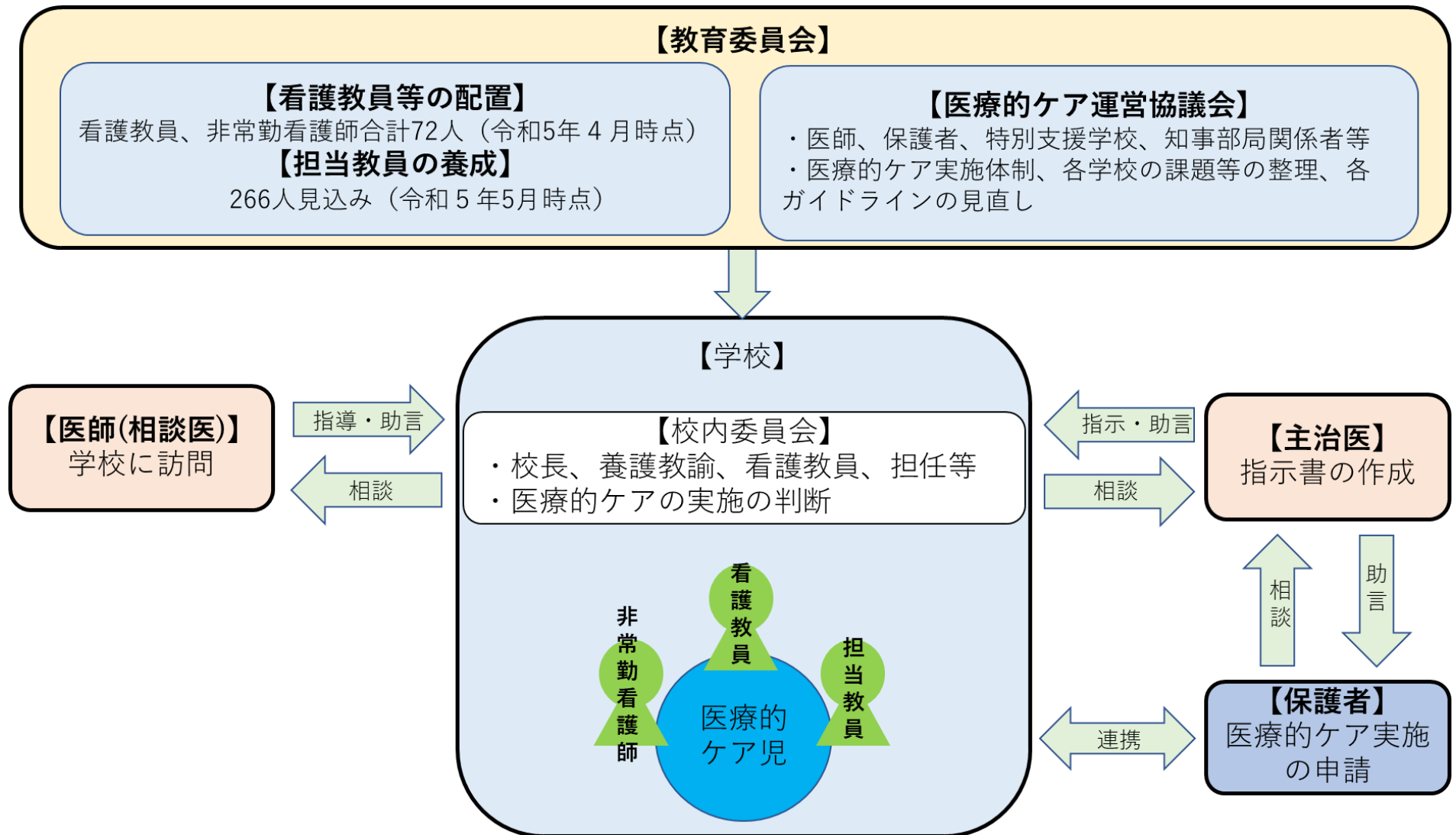
◆学校における人工呼吸器管理の基本的な考え方、確認事項、手続の流れ、緊急時の対応などを整理

イ 医療的ケア運営協議会の設置（平成18年4月設置）

- ・ 医療的ケア実施体制、各学校の課題等の整理、各ガイドラインの見直しなどを協議（構成員：医師、保護者、特別支援学校、知事部局関係課等）

3 医療的ケア実施体制とその充実に向けた取組

(1) 本県における医療的ケア実施体制



(2) 令和5年度の取組

ア 通学支援

医療的ケア児は安全上の理由からスクールバスに乗車できず、多くは保護者が送迎している。

そこで、医療的ケア児の送迎を行う保護者の心身及び経済的負担を軽減するため、保護者の代わりに、医療的ケア児の通学に看護師が付き添う場合の人件費を、県が負担する取組を開始した。

◆利用した保護者からの意見

- ・ 医療的ケア児以外の子の授業参観や保護者会などに参加しやすくなった。
- ・ 家事などに時間を使えるようになる。また、仕事をすることも検討できる。
- ・ 子供の自立心がつくのがうれしい。
- ・ タクシーと看護師をそれぞれ探し、それぞれと調整することが負担である。

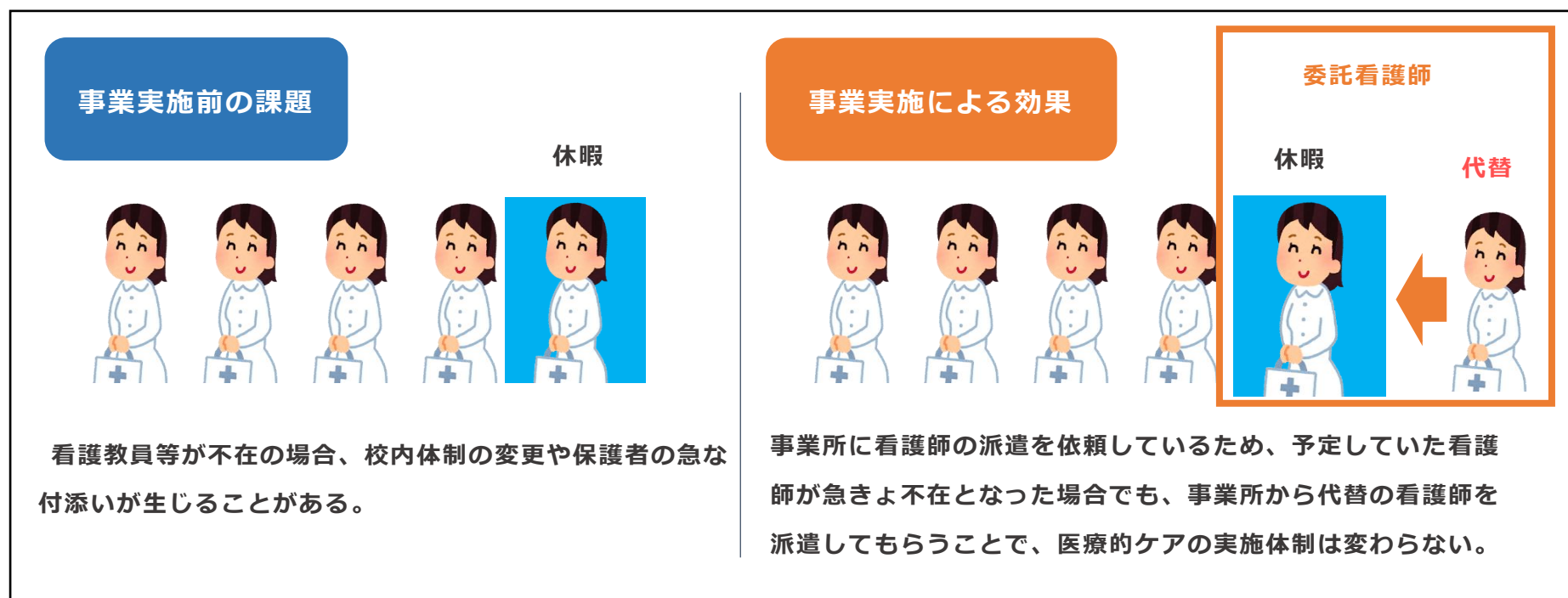
◆16名の保護者が利用（令和6年1月31日時点）

イ 医療的ケア業務の一部外部委託

看護教員等の急な休暇等によって、医療的ケア児が教室で授業を受けられない状況や、保護者へ急な付添いを依頼している状況の改善を目指す。

モデル事業として越谷特別支援学校での医療的ケアの一部を（一社）埼玉県訪問看護ステーション協会に委託する。

◆越谷市内の3事業所が、給食の時間帯を中心に医療的ケアを実施



4 現状・課題と今後の対応

(1) 通学支援

現状	保護者が自ら福祉タクシー等事業者と訪問看護事業所（看護師）を探し、スケジュール調整を行っている。
課題	保護者の利便性向上につながる方策の実施
対応策	医療関係者、福祉タクシー事業者、特別支援学校長、保護者からなる連絡協議会において、保護者の役割を代行できる地域の相談機関との連携や、その他の保護者負担軽減策について協議する。

(2) 医療的ケア業務の一部外部委託

現状	一般に、訪問看護事業所は小規模な事業所が多く、複数の事業所の協力が必要であるが、地域によって訪問看護事業所数に偏りがある。
課題	訪問看護事業所への地域を越えた事業参加の働きかけ
対応策	地域や（一社）埼玉県訪問看護ステーション協会の運営ブロックごとに行われている事業所の連絡会に参加し、地域を越えての事業協力について協議する。